

【参考】留学時特別増額貸与奨学金

留学時特別増額貸与奨学金は、短期留学奨学金（第二種）の申請をされる方で、月々の貸与に加えて、留学時に必要な資金として、初回入金時1回に限り増額貸与を申し込むことができる制度です。

◆貸与月額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から希望の額を選択します。

◆注意事項

- ・ 選択した貸与月額の初回振込時に併せて振り込みます。（留学前の振込不可）
- ・ 留学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません

《貸与条件》

留学時特別増額貸与奨学金の対象者は、「国の教育ローン」を利用できない人です。

留学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という）の「国の教育ローン」に申込みをしたけれども利用できなかった人を対象とする制度です。

「国の教育ローン」の申込みを行い、公庫が定める申込の要件（下記〈注〉参照）を満たしたうえ、公庫の審査の結果、融資を断られた場合にのみ、機構の留学時特別増額貸与奨学金を利用することができます。貸与を受ける場合には、採用決定後に提出いただく「留学届（留学することを届け出る手続き）」を機構に提出する際に、機構が定める書類を提出する必要があります。

留学時特別増額貸与の候補者となり、機構から、「国の教育ローン」に申し込んだ結果の申告の提出が必要とされた場合（機構から「申告必要」と通知します）、留学届の提出前に、本人または家族が「国の教育ローン」を申込み、融資が受けられるかどうかを確認してください。

留学開始月が4月・8月・12月の人で留学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望する人は、候補者決定通知の交付から留学届の提出までの期間が短いため、候補者決定通知で「申告必要」と通知された場合に備え、候補者決定通知受領前にあらかじめ「国の教育ローン」に申し込んでおいてください。

機構の定める要件（奨学金申込時の家計状況が、認定所得金額 0 円以下）に合致する場合は、留学時特別増額貸与奨学金に係る書類の提出は免除されます。

〈注〉【公庫が定める要件】

1. 借入申込人世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が公庫の定める金額を越えていないこと
3. 用途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること